

# むかわ町過疎地域持続的発展市町村計画（素案）の概要

## 計画策定の趣旨・位置づけ

過疎地域対策については、昭和45年（1970年）に過疎地域対策緊急措置法が10年間の时限立法として制定され、以来、約55年にわたり様々な特別措置が講じられてきた。

令和3年（2021年）4月には、理念を「自立促進」から「持続的発展」へ転換した過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）が施行され、本町においても、北海道胆振東部地震やコロナ禍など社会経済環境の変化を踏まえた「むかわ町過疎地域持続的発展計画」を策定。

本計画の期間が令和8年3月で終了するため、今回、旧計画（令和3年4月～令和8年3月）から新計画（令和8年4月～令和13年3月）へ改正を行うもの。

## 北海道過疎地域持続的 発展方針

### 【性格】

- ・過疎地域持続的発展対策の大綱
- ・過疎地域持続的発展市町村計画及び過疎地域持続的発展都道府県計画策定の指針

### 【策定根拠】

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第7条

指針

## 北海道過疎地域持続的発展 都道府県計画

### 【性格】

都道府県が過疎地城市町村に協力して講じようとする措置の計画

### 【策定根拠】

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第9条  
(過疎地域自立促進方針に基づき策定)

協力

## むかわ町過疎地域持続的発展市町村計画

### 【性格】

- ・過疎地城市町村が当該市町村の総合的、計画的な持続的発展を図るための方針、対策等の計画
- ・過疎法に基づく財政上の特別措置及びその他の特別措置の活用の前提となるもの

### 【策定根拠】

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条  
(過疎地域持続的発展方針に基づき、市町村議会の議決を経て策定)

## むかわ町過疎地域持続的発展市町村計画の構成

※下線は今回改正する大項目

- 1 基本的な事項
- 2 移住・定住・地域間交流の促進、人材確保・育成
- 3 産業の振興
- 4 地域における情報化
- 5 交通施設の整備、交通手段の確保
- 6 生活環境の整備
- 7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進
- 8 医療の確保
- 9 教育の振興
- 10 集落の整備
- 11 地域文化の振興等
- 12 再生可能エネルギーの利用の促進
- 13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

## 計画期間

令和8年4月1日から令和13年3月31までの5年間

## 旧過疎計画からの主な改正点

- ① 北海道胆振東部地震やコロナ禍のほか、物価高騰による影響や災害に強いまちづくりの推進等を明記するとともに、各項目において地域の実情に合わせた内容に更新
- ② 事業計画の削除及び追加
- ③ 各種統計データの更新

## 【参考】財政措置について

本計画に基づき実施される取組等に対する必要な経費について、財源措置あり。

### ① 過疎対策事業債

充当率100%、元利償還金の7割が後年度に交付税措置

### ② 過疎地域持続的発展支援交付金

定額補助（上限額 2,000万円）

上位計画整合性

第2次  
むかわ町  
まちづくり計画  
(後期計画)

関連計画整合性

むかわ町  
公共施設等  
総合管理計画

## ○ 北海道における過疎地域の分布状況

過疎地城市町村 152団体（うち22市・117町・13村）

※一部過疎5市・1町、みなし過疎1市を含む

## 【参考】過疎地域の割合

北海道：84.9%

（全 国：51.5%）